相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区幸町四五番地、最後の住所埼玉県川越市大字藤間八四七番地一七　ホワイト・ヴィラ一〇六号室　被相続人　亡　茂木　文男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月九日

埼玉県川越市喜多町二番地六　喜多町ビル　佐々木法律事務所　相続財産管理人　佐々木　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市花見川区検見川町二丁目五八二番地、最後の住所千葉市花見川区検見川町二丁目五八五番地の一四　被相続人　亡　岩井　信行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月九日

事務所千葉市中央区本千葉町一番一号日土地千葉中央ビル五階コンパサーレ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　並木　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区石神井町八丁目一六八〇番地、最後の住所東京都八王子市叶谷町一七七七番地シルバービレッジ中央　被相続人　亡　鈴木　由實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月九日

事務所東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二一階ＬＭ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　髙田　千早

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区千歳三丁目一〇番地二、最後の住所東京都墨田区千歳三丁目一一番七号　被相続人　亡　河﨑　和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月九日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　荒井　正児

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市今泉台二丁目一一四〇番地一八、最後の住所神奈川県藤沢市辻堂元町四丁目七番二八号サンライフ元町一〇一号室　被相続人　亡　石井　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月九日

神奈川県藤沢市大鋸三―一―二六―七〇五　相続財産管理人　長田　正利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市麻生区下麻生二丁目一一〇二番地、最後の住所神奈川県秦野市南矢名四丁目二六番二―二〇三号　被相続人　亡　臼井やすえ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月九日

神奈川県小田原市栄町二丁目一三番一一号西部ビル四階　杉﨑茂法律事務所　相続財産管理人　弁護士　瀬口　朋英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県足柄下郡箱根町湯本五一四番地、最後の住所神奈川県藤沢市天神町一丁目一六番地の七パークサイド天神第二　一〇二号室　被相続人　亡　野村　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月九日

横浜市中区山下町二五二番地　グランベル横浜ビル一〇階　相続財産管理人　弁護士　野呂　芳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所長野市真島町二〇〇九番地四　被相続人　金　良亮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月九日

長野市若里一丁目一九番二七号　相続財産管理人　弁護士　金子　肇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区銀座一丁目八番、最後の住所不明　被相続人　亡　佐藤　尭代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月九日

静岡県沼津市三園町二番二九号　相続財産管理人　弁護士　安本　晋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区野口町一八〇〇番地、最後の住所静岡県浜松市中区中島三丁目一一番二八号　被相続人　亡　藤田　昌弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月九日

静岡県浜松市中区鴨江三丁目七番一二号　相続財産管理人　弁護士　原　拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊勢市神久一丁目一二一三番地、最後の住所三重県伊勢市神久一丁目一番二号　被相続人　亡　松野　幸治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月九日

三重県伊勢市馬瀬町六三三番地　相続財産管理人　中北　善明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市津之江町三丁目八一七番地、最後の住所大阪府高槻市津之江町三丁目三五番一〇―一〇五号　被相続人　亡　藤井　良章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月九日

大阪市北区西天満二―九―一四北ビル三号館四〇一　相続財産管理人弁護士　伊藤　孝江

第13期決算公告

平成24年4月9日

東京都西多摩郡瑞穂町殿ヶ谷773―2

株式会社建材市場

代表取締役　勝間田清敏

貸借対照表の要旨（平成24年1月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	113,394
	固定資産	12,556
	合計	125,950
負債及び純資産の部	流動負債	117,160
	固定負債	20,000
	負債合計	△11,210
	資本金	42,000
	利益剰余金	△53,210
	その他利益剰余金	△53,210
	（うち当期純利益）	(4,324)
	純資産合計	125,950